

つがる西北五広域連合一般廃棄物処理施設設置条例施行規則

令和 7 年 3 月 1 4 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つがる西北五広域連合一般廃棄物処理施設設置条例（令和 6 年つがる西北五広域連合条例第 9 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理手数料の減免)

第 2 条 条例第 4 条第 3 項に規定する手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第 1 号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請があったときは、審査の上その可否を決定し、当該申請者に対し一般廃棄物処理手数料減免決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

3 広域連合長は、つがる西北五広域連合規約（平成 11 年青森県指令第 1081 号）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町が可燃ごみを処理施設に搬入する場合にあっては、その手数料の全額を免除するものとする。この場合において、前 2 項の規定による当該免除に係る申請及び決定に係る手続があったものとみなす。

(搬入の停止等)

第 3 条 広域連合長は、一般廃棄物処理施設の管理上必要と認めたときは、期間を定め、一般廃棄物の搬入を制限し、又は停止することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(西北五環境整備事務組合の解散に伴う経過措置)

2 西北五環境整備事務組合の解散の日以前に西北五環境整備事務組合一般廃棄物処理施設設置条例施行規則（昭和 57 年西北五環境整備事務組合規則第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

一般廃棄物処理手数料減免決定通知書

年 月 日

申請者 殿

つがる西北五広域連合
広域連合長

年 月 日に申請のあった件について、下記のとおり決定したので通知します。

決定区分	☐ 承認する ☐ 承認しない	
種 類	搬入予定量及び搬入物	
☐ し尿	kL	
☐ 浄化槽汚泥	kL	
☐ 可燃ごみ	kg（搬入物： ）	
使用車両	車 種	
	登録番号	
搬入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
条件及び 指示事項		
承認しない理由		